

水辺の楽校プロジェクト

(事業開始年度：平成8年度)

－ 国土交通省河川環境課 (県・市町村) －

1 事業の目的・概要

地域の身近な自然空間における河川において、子どもたちが自然体験の場として活用できるように、自然の状態を極力残しつつ、必要に応じてアクセス施設の整備や水辺に安全に近づけるよう河岸の整備等を行う。

2 事業実施主体

国、県、市町村

3 対象事業等

<事業内容>

(1) 子供達の水辺の遊びを支える地域連携体制の構築

NPO、ボランティア団体等の地域の方々と協力しながら、水辺が自然体験の場、遊びの場として活用されるような仕組みをつくる。

(2) 自然環境あふれる安全な水辺の創出

自然の状態を極力保全、あるいは瀬や淵、せせらぎ等の自然環境を創出するとともにアクセス改善のための緩傾斜河岸の整備等を通じ、子供達が自然と出会える安全な水辺をつくる。

4 県内事例

直轄事業、社会資本総合整備交付金等の既定事業で実施

- ・宮崎市大淀川
- ・延岡市友内川
- ・えびの市川内川

5 県所管課

県土整備部 河川課 (河川担当)

電話：33-9225 (内線：6799)

かわまちづくり支援制度

(事業開始年度：平成 21 年度)

－ 国土交通省河川環境課（県・市町村） －

1 事業の目的・概要

地域活性化のために景観、歴史、文化及び観光基盤などの地域が持つ「資源」や地域の創意に富んだ「知恵」を活かし、市町村、民間事業者及び地元住民と河川管理者の連携の下、河川空間とまち空間が融合した、賑わいある良好な空間形成を目指す取組みを行う。

2 事業実施主体

国、県、市町村

3 対象事業等

<対象河川>

当該市町村等の一級河川、二級河川及び準用河川

<事業内容>

河川管理者は、支援制度に登録された「かわまちづくり計画」に基づき、次に掲げる「ソフト施策」、「ハード施策」を行う。

・ ソフト施策

河川管理者は、市町村等の柔軟な提案・発想を尊重し、次の項目に積極的に取り組む。

- (1) 市町村等と連携し、「かわまちづくり」の実現に向けて必要となる調査・検討を実施
- (2) 全国の良好な整備事例やその後の活用について、推進主体に情報を提供
- (3) 地域活性化の観点から、オープンカフェやドローンポート、地域が主体となって実施するイベント施設の設置等、河川空間を活かした賑わい創出や魅力あるまちづくりに寄与し、地域のニーズに対応した河川敷地の多様な利用を可能とするため、河川敷地占用許可準則第 2 2 による都市・地域再生等利用区域の指定等を支援
- (4) 河川利用者の安全確保に向けた川の指導者の安全講習等の受講、啓発活動等を支援

・ ハード施策

河川管理者は、まちづくりと一体となった治水上の安全・安心に寄与する河川管理施設であるとともに、河川空間を活用し賑わいを創出することで、地域活性化に寄与する河川管理施設の整備及びそれと一体となった生物の生息・生育・繁殖の場の保全・創出のための河道整備を、事業着手後、概ね 5 カ年で積極的に推進する。

4 県内事例

直轄事業、社会資本総合整備交付金等の既定事業で実施

- ・延岡市五ヶ瀬川（国土交通省）
- ・都城市大淀川（国土交通省）
- ・えびの市川内川（国土交通省）
- ・高千穂町神代川（宮崎県）
- ・国富町、綾町本庄川（国土交通省）

5 県所管課

県土整備部 河川課（河川担当）

電話：33－9225（内線：6799）

水辺の活動・安全利用促進事業

(事業開始年度：令和7年度)

— 県 —

1 事業の目的・概要

魅力ある水辺空間の創出を推進するため、市町村や民間団体が行う県民の河川・海岸への関心を高め、愛護意識の醸成及び水辺の活動における安全意識の向上に資する取組に対し、その経費の一部を助成する。

2 事業実施主体

市町村、民間団体

3 対象事業等

河川や海岸の美化活動に協力するもので、以下のいずれかに該当するもの。

ア 川や海に関する知識や安全な遊び方を伝えるための体験型教室又は講習会等の開催

イ 水難事故を防止するための啓発パンフレットの作成や動画等の制作

ウ 水難事故注意看板等の設置

エ 水辺環境や水質保全の重要性について理解を深めるための生き物観察会やセミナー等の開催

オ 水辺に親しむためのカヌーやサーフィンなどレジャー体験会等の開催

カ 河川敷地や海岸での地域活性化イベント等の開催（国や地方公共団体が主催、共催又は後援するもので、河川等を一時的に使用するものに限る。）

キ 河川管理施設等を活かした旅行商品の企画・催行

4 補助率等

市町村にあっては補助対象経費の1／2以内

市町村以外の者にあっては補助対象経費の10／10以内

補助の上限額は、いずれも30万円（ただし、3ウの事業については10万円）

5 県内事例

前事業：令和6年度採択事業 4事業（河川3、海岸1）

【河川】

・NPO 法人大淀川流域ネットワーク

「川を知り水辺で安全に楽しむ体験教室」（水難救助訓練等）

・NPO 法人 Deportare Miyazaki

「ネイチャーアクティビティ」（カヌー体験等）

・有限会社奥口商店

「母なる川「一ツ瀬川サイクリングツアー」事業」（サイクリングツアーの実施等）

【海岸】

・青島地域まちづくり推進委員会

「海辺の環境学習事業／マリン体験&ビーチクリーン事業」（清掃活動等）

6 県所管課

県土整備部 河川課（水政担当）

電話：26－7184（内線：6808）